

4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)

(1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力

(第5条第2項、第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条)

子ども総合センターの児童虐待通告件数は、令和6年度は3,061件で、前年度から106件増えています。

(2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進

(第6条第1項)

ア 子どもの権利の周知・啓発

「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」に、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」でうたわれた子どもの権利等を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重していくことを明記しており、子ども本人や保護者、子どもに関わる人たちなどに対し、令和6年度は下記のとおり周知・啓発を実施しました。

- ① 市ホームページに、子どもの権利条約に関するページを掲載
- ② 母子健康手帳(別冊の情報提供ハンドブック)に掲載
- ③ じいじ・ばあばに贈る孫育て本(北九州市祖父母手帳)に子どもの権利条約について掲載
- ④ 市内小学校の6年生向けに、「子どもの権利」、「こども基本法」及び「北九州市こどもまんなかスイッチ！」の啓発ノベルティ(下敷き)の配布

イ 子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施

一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた「わたしの権利ノート」を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を実施しました。

ウ 児童養護施設の子どもの権利擁護

施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、相談員(アドボケイト)が施設を定期的に訪問して、子どもたちの声を聴く取組を令和2年度から行っています。また、アドボケイトの認知度向上のため、施設職員などに対して会議等の場でアドボケイトの活動説明を行いました。

(3)関係機関等による措置解除後の子どもの支援及び見守り等(第7条第3項、第4項)

ア 一時保護解除後の関係機関等の見守り

一時保護の解除後は、状況に応じて、子ども総合センターや子ども・家庭相談コーナーをはじめ、要保護児童対策地域協議会等において見守りを継続しました。

イ 児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業

児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費を助成することにより、児童の自立を支援しました。また、大学等の入学金等の助成を行い、進学希望に応えました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成額	11,257 千円	13,385 千円	13,672 千円

ウ 社会的養護自立支援拠点事業(退所者に対する生活相談の実施等)

生活や就業上の問題を抱える児童養護施設等の退所者に対して、生活相談を実施し、生活面・就労面の支援を行いました。また、18歳到達後も、必要に応じて施設等での生活を継続できるようにしました(原則22歳の年度末まで)。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成額	22,254 千円	23,637 千円	16,000 千円

エ 児童家庭支援センター

児童養護施設に併設されている児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭その他からの相談に対して必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導等を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談件数	2,611 件	3,061 件	2,856 件

(4)学校等による子どもの教育支援(第7条第5項)

ア 子どもの学習支援

経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取組を進めました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひまわり教室参加児童生徒数	3,130 人	2,983 人	2,545 人

イ 児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援

経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学援助制度援助者数	11,591 人	11,304 人	10,871 人
奨学金制度貸与者数	296 人	275 人	255 人

(5)事業者における虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告(第8条)

ア いのちをつなぐネットワーク推進会議

住民が社会的に孤立することがなく、必要な支援につながるよう協力企業・団体により構築した、いのちをつなぐネットワークのリーフレットに、令和元年度から、「児童相談所虐待対応ダイヤル189」を記載しました。

イ 行政支援を必要とする住民に係る情報提供に関する協定

条例の施行を受け、高齢者・障害者・子ども等が行政支援を必要とする状況を発見、察知した場合に、本市等へ速やかに情報提供を行うとする協定を、令和元年度に、本市水道料金等徴収業務の受託事業者2社と締結しました。

5 情報の共有(第9条関係)

(1) 通告受理機関における情報共有(第9条第1項)

児童虐待に関する情報については、「児童虐待対応連携マニュアル」に沿って、子ども総合センター、各区子ども・家庭相談コーナー及び学校・幼稚園・保育所等の間で適切に情報共有しました。

(2) 市から転出先地方公共団体への情報伝達(第9条第2項)

ア 子ども総合センターから、転出先の市町村・児童相談所への引継ぎ

支援していた児童等が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、引継ぎを実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども総合センターが引継ぎを実施した件数	31 件	56 件	49 件

イ 保育所対応コーディネーター(保育カウンセラー事業)

令和元年度から、保育所対応コーディネーターが、保育所、子ども総合センター、区役所子ども・家庭相談コーナーとの連携を図り、市外転出、転入等について切れ目ない支援を行うために、情報のつなぎを行いました。

(3) 市と警察の情報共有(第9条第3項)

ア 児童虐待が疑われる児童の情報共有

平成28年11月、児童虐待事案に迅速、的確に対応し、児童の安全を確保するために、福岡県警察本部、福岡県、福岡市、北九州市の4者で、「児童虐待が疑われる児童の情報共有に関する協定」を締結しました。

警察は、児童虐待が疑われる現場に臨場する前に、本協定に基づき子ども総合センターに過去の対応状況等について照会し、子ども総合センターは可能な限り情報を提供しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども総合センターから警察への情報提供件数	208 件	184 件	100 件

イ 子ども総合センターが受理した児童虐待事案の情報共有

平成30年11月、更なる連携強化を図り、児童の安全確保や必要な支援の実施につなげるため、福岡県警察本部、福岡県、福岡市、北九州市の4者で、「児童相談所が受理した児童虐待事案の情報共有に関する協定」を締結しました。

子ども総合センターから警察への情報提供については、「刑事事件として立件の可能性がある重篤な事案」となっていますが、協定締結後は、

- ・頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案
 - ・一時保護が検討された案件
 - ・虐待通告後、48時間以内に安全確認ができない案件
 - ・虐待で一時保護、施設入所したものから家庭復帰する場合
- などが対象となりました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども総合センターから警察への情報提供人数	279 人	303 人	405 人

6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)

(1)市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取組(第12条第1項、第3項)

ア 母子健康手帳の交付時の対応

母子健康手帳交付時に十分な時間を取り、個別に妊婦健診の受診勧奨や母子保健サービスの説明を行うなど、相談・支援の機会を提供しました。

特に支援が必要な妊婦については、妊娠中から保健師等が家庭訪問などを行い、安心して妊娠・出産ができるよう、継続した支援を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	5,878件	5,582件	5,463件

イ 両親学級の実施

夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	34回	33回	31回
参加者	731人	1,086人	1,020人

ウ こんにちは赤ちゃん！小児科訪問(ペリネイタルビジット)事業

妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医等が小児科医を紹介しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紹 介	763(757)件	754(753)件	722(718)件
指 導	689件	693件	671件

※()は北九州市医師会分のみ。R3.8月より福岡県助産師会が追加。

エ 産婦健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後1か月以内の産婦に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行いました。(令和2年10月19日開始)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産婦健康診査受診者数	5,571人	5,110人	4,939人
産婦健康診査受診率	94.2%	92.2%	93.3%

オ 産後ケア事業

産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、母子の心身のケアや育児のサポートを行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援を行いました。(令和2年9月28日開始)

区分(延べ利用者数)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊型	357人	382人	460人
通所型	1,004人	1,047人	1,511人
通所型(短時間)	969人	796人	952人
居宅訪問型	859人	1,111人	1,173人
合計	3,189人	3,336人	4,096人

カ 多胎家庭支援事業

多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和するため、多胎育児経験者であるピアサポーターが多胎家庭を訪問し、相談対応や外出支援、多胎育児に関する情報提供等を行いました。(令和3年7月1日開始)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
多胎家庭ピアサポーター訪問事業		19回	18回	14回
多胎家庭外出支援事業	登録世帯	14世帯	17世帯	22世帯
	利用回数	7回	5回	10回

キ 育児教室等の実施

乳幼児の食事・睡眠等の基本的生活習慣や、メディアとの付き合い方等、子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育など、育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	199回	266回	165回
参加者延人数	1,814人	3,777人	1,983人

ク 食を通じた乳幼児等の健康づくり事業

乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、教室の開催及び相談を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室開催回数	18回	18回	9回

ケ わいわい子育て相談

心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	112回	116回	113回
参加者	343人	363人	358人

コ 妊産婦・乳幼児なんでも相談(再掲)

育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行いました。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	130 か所	130 か所	130 か所
参加人数	13,064 人	17,404 人	18,284 人

サ 育児支援家庭訪問事業

個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因(ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等)で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問延件数	2,735 人	3,091 人	3,112 人

シ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいの家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、日常生活における負担を軽減し、児童虐待の予防を図りました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣回数	220 回	150 回	365 回

※ 令和6年4月改正児童福祉法の施行に伴い、従来の「養育支援訪問事業(家事・育児支援：1歳未満まで)」、「ヤングケアラー支援訪問事業」を統合し「子育て世帯訪問支援事業」として実施。

ス 幼稚園・保育所等情報の積極的な提供

市民が幼稚園、保育所等を選択する際の有効な情報となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組みました。

また、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者に対し、虐待防止に関する情報を、施設を通して提供しました。

セ 保育サービスコンシェルジュ事業

保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、各区役所及びウーマンワークカフェ北九州に「保育サービスコンシェルジュ」を配置しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数	21,912 件	22,079 件	19,950 件

ソ 保育サービスに関する情報提供の充実

市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況及び各月の入所児童数等の公開及び市LINE公式アカウント上での保育所等の受入可能児童数の公開等、保育所入所希望者への情報提供の充実に図りました。

タ ひとり親家庭施策の周知

ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック(携帯版)」を作成し、配布しました。また、養育費確保を促進するため、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、必要な各種支援制度等の周知を強化しました。

さらに、ウェブ、新聞、情報誌、動画、支援カードの配布等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知しました。

チ 保育カウンセラー事業(再掲)

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応回数	223回	210回	267回

(2)幼稚園、保育所等関係機関に対する、専門的知識及び技術の提供等の支援(第12条第2項)

ア 虐待に関する研修の実施

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専門職、行政関係者等による研修	9回	9回	8回

イ 児童虐待に関する保育所支援報告及び気になる子どもに関する保育所支援報告

保育カウンセラー事業の中で、保育所における児童虐待の状況及び気になる子どもに関するアンケート結果について分析し、報告書にまとめました。

(3)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用(第13条第1項)

ア 乳児家庭全戸訪問事業

4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全戸訪問の割合	94.4%	97.6%	97.1%
訪問件数	5,640 件	5,463 件	5,219 件

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

妊産婦や乳幼児に対する健康診査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、健やかな発育を支援しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査受診率	98.4%	99.0%	98.4%
産婦健康診査受診率	94.2%	92.2%	93.3%
4 か月児健康診査受診率	98.2%	98.7%	98.8%
7 か月児健康診査受診率	98.5%	99.4%	99.3%
1 歳 6 か月児健康診査受診率	96.2%	98.3%	98.1%
3 歳児健康診査受診率	94.3%	98.7%	98.1%

※産婦健康診査は令和2年10月19日開始

(4)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認(第13条第2項)

ア 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業

虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じました。

また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行いました。

さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フォローアップ支援者数	940 人	826 人	590 人

イ 厚生労働省「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

住民票を基に、乳幼児健診の未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子どもの情報を把握し、訪問して子どもを目視すること等により、安全確認を行いました。

ウ 未就園4歳児訪問事業

保育所や幼稚園などに通っていない未就園の4歳児を対象に、区役所の職員が家庭訪問を行い、児童や家庭の状況を確認するとともに、必要に応じ子育て支援についての情報提供を行うなどの支援を実施しました。(令和3年11月開始)

7 児童虐待防止推進月間(第14条関係)

児童虐待防止推進月間(毎年11月)における、関係機関等と連携した、適切な事業の実施
(第14条)

ア 児童虐待問題市民講座の開催

(11月22日 ウェルとばた12階 JK 研修室、YouTube 配信12月3日～12月26日)

開催日	講演テーマ	講師	参加人数
第1部	北九州市の児童虐待防止の取組について	子ども家庭局子育て支援課 児童虐待防止担当課長	【講演会参加】 31人 【YouTube 配信視聴】 665回
	北九州市の児童虐待対策について	子ども家庭局子ども総合センター 児童虐待対策担当課長	
第2部	子どもの虐待の理解と対応について	福岡市子ども家庭支援センター「はぐはぐ」 センター長 河浦 龍生	

イ 市政だよりへのトピックス記事の掲載(11月1日号)

ウ 北九州モノレール駅での啓発ポスター等掲示

エ 各区役所ロビー、市政テレビ、SNS 等での啓発動画放映、周知

オ 公営競技局との連携

- ① ボートレース若松及び小倉競輪場場内でのポスター掲示、パンフレット、ハンドブック配布
- ② ボートレース若松及び小倉競輪場場内ビジョンでの啓発動画放映
- ③ ボートレース若松11月分出走表へのオレンジリボンマーク及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載

カ 包括連携協定締結企業等の市内各店舗での啓発ポスター・チラシ掲示

株式会社サンリブ、イオン九州株式会社、株式会社西鉄ストア、株式会社ゆめマート北九州

キ 市立中央図書館、子ども図書館での啓発展示

ク 各区保健福祉課での周知・啓発

- ① 区役所子ども・家庭相談コーナーでのブース設置
- ② マスコットキャラクターやイベントを活用した PR
- ③ 講演会等の開催

ケ 小倉駅・黒崎駅周辺ライトアップ 等

8 早期発見及び早期対応(第15条・第16条)

(1)市民、関係機関等及び事業者との連携(第15条)

ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業(再掲)

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な実践が行われるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行いました。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加するケース検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談対応件数	767 件	868 件	915 件

イ 保育カウンセラー事業(再掲)

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応回数	223 回	210 回	267 回

ウ スクールカウンセラー活用事業(再掲)

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校63校)及び特別支援学校(8校)、市立高等学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図りました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	45,945 件	50,706 件	54,150 件

エ スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象児童生徒数	706 人	608 人	700 人

オ 緊急一時保護事業

夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時保護件数	25 件	22 件	29 件

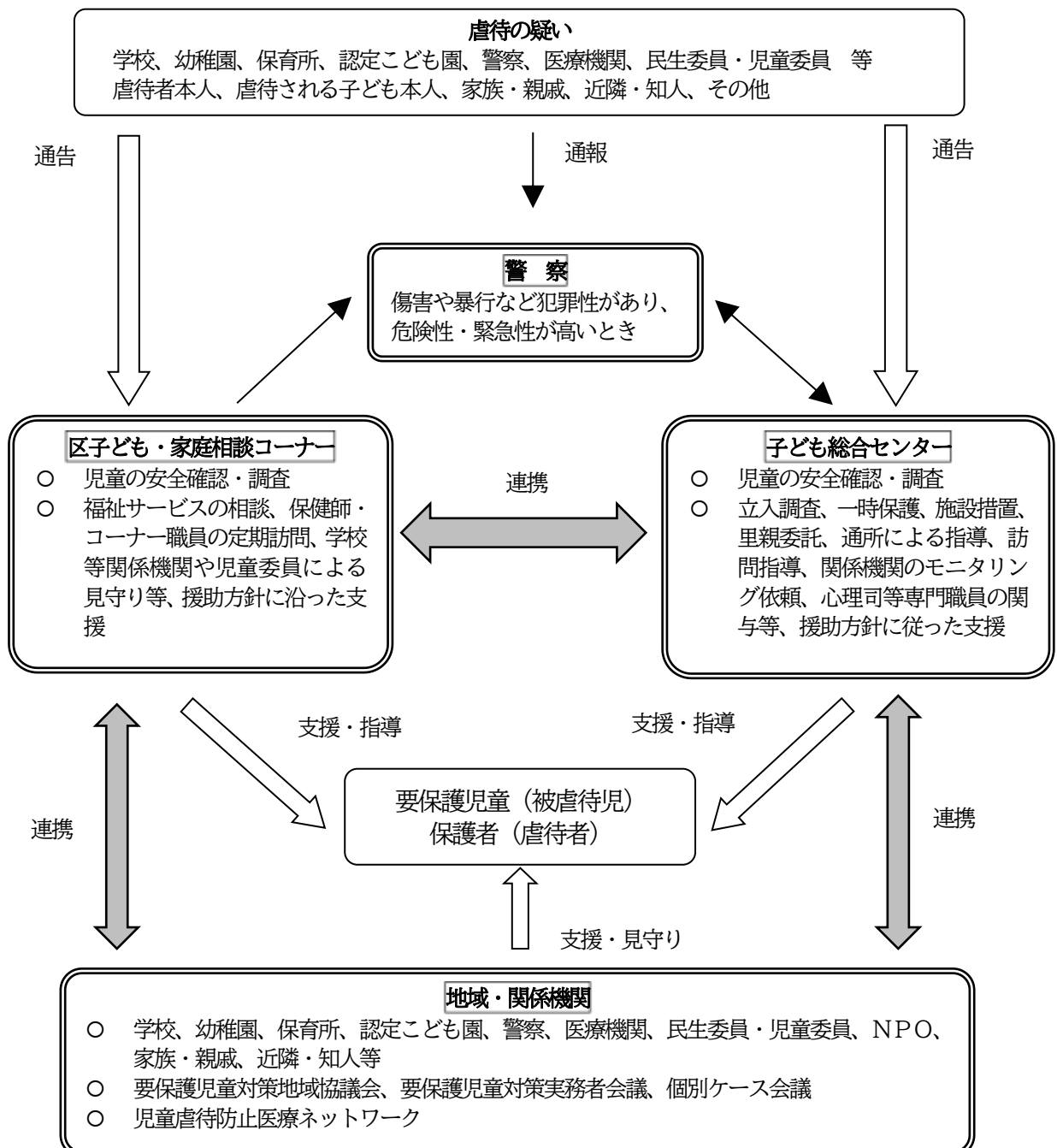
(2) 通告に係る対応

本市では、通告があった場合、「児童虐待対応連携マニュアル」に基づき医療機関、警察、学校、保育所等と連携して対応しています。

なお、調査にあたっては、通告内容のうち通告者しか知り得ない情報はあえて伏せて対応するなど、通告者が特定されない方法で行っています。

また、通告者の情報のみで虐待が行われていると断定的に対応しないよう心掛けるとともに、調査の結果、虐待が行われている恐れがないと認められた場合は、児童の通う学校や保育所等で経過観察とするなど、子どもや保護者に配慮しています。

児童虐待対応フロー図



ア 子ども総合センターにおける支援までの流れ

① 相談・通告の受付

虐待が疑われる児童を発見した者からの通告・相談を受けた職員は、必ず虐待通告受付票を作成します。

② 受理会議

所内で緊急受理会議を開き、緊急性の判断や介入方法等について検討します。

また、緊急に子どもの安全の確保が必要と判断した場合は、職権による緊急一時保護の実施を決定します。

③ 調査・安全確認

子ども総合センターの職員又は、子ども総合センターが依頼した者により、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行います。

安全確認ができない状況であれば、警察署に援助要請を実施したうえで、立入調査などを行う場合もあります。

通告者が特定されないよう配慮しながら、児童本人や保護者に聞き取り調査を実施し、事実確認を行っていきます。

④ 援助方針の決定及び支援

調査結果に基づき、援助方針を決定し、その方針に従って児童及び家庭に対する支援を行います。

<支援の内容>

- ・来所によるカウンセリングや相談、助言
- ・児童福祉司や児童相談員等による継続的指導
- ・一時保護施設への入所
- ・児童福祉施設への入所や里親への委託

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの対応

子ども・家庭相談コーナーの職員が通告を受け付けます。その後の支援までの流れは、子ども総合センターと同様ですが、重度の虐待が判明した場合は、子ども総合センターに連絡・送致します。

9 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17条・第18条関係)

ア 被虐待児心の回復支援事業

虐待を受けた児童など、心のケアや発達支援が求められる児童に対する支援の一環として、社会性と情動の能力、自己調整スキルを伸ばすことにより、暴力によらない問題解決のための対処スキルを身につけるため「セカンドステップ プログラム」を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生	38回	45回	42回
中学生以上	27回	39回	41回

イ 家族のためのペアレントトレーニング事業

虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図りました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家族再統合コース	6家族	11家族	13家族
養育不安コース	8家族	12家族	9家族

10 北九州市子どもを虐待から守る条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 通告受理機関の機能の強化（第10条・第11条）

第3章 未然防止（第12条～第14条）

第4章 早期発見及び早期対応（第15条・第16条）

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第17条・第18条）

第6章 雑則（第19条・第20条）

付則

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みにもじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 子ども 18歳に満たない者をいう。

（2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

（3） 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。

ア 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ウ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（5） 通告 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による通告をいう。

（6） 通告受理機関 北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）第1条に規定

する児童相談所（以下「児童相談所」という。）及び北九州市福祉事務所設置条例（昭和38年北九州市条例第35号）第1条第1項に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの生命、生存及び発達に対する権利を侵し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、決してこれを行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健全な成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、虐待への対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

3 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。

4 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を支援するため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

7 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 市は、子どもを虐待から守るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置その他の学校における組織的対応が可能となる体制の整備に努めるものとする。

9 市は、子どもを虐待から守るため、相談窓口の充実等によって、より相談しやすい環境整備に努めるとともに、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、通告が子ども及び保護者に対する支援の出発点であることを理解し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告をしなければならない。

4 市民は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長及び発達を図るよう努めなければならない。

2 保護者は、市が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 関係機関等は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

3 関係機関等は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の解除により子どもが地域に戻ってきたときは、その子どもが安心して、かつ、安全に生活できるよう支援し、及び見守るよう努めるものとする。

4 児童養護施設は、その専門性を生かし、子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決のために、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努めるものとする。

5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、はいかいしている子どもへの声かけを行うなど、虐待の兆候の把握に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告をしなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合は、その旨の情報を通告受理機関において適切に共有するものとする。

2 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援の継続に必要な情報を書面等で、緊急性が高い場合は対面等で伝達し、必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、虐待を受けた子どもに係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

第2章 通告受理機関の機能の強化

(児童相談所の機能の強化)

第10条 市は、児童相談所において虐待を早期に発見し、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び人材の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けさせることにより人材の育成に努めるものとする。

(福祉事務所の機能の強化)

第11条 市は、福祉事務所において虐待を早期に発見できるよう、必要な体制の整備及び職員の研修に努めるものとする。

第3章 未然防止

(虐待の未然防止)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民、関係機関等及び事業者と連携して子ども及び保護者に対する子育てに関する支援を充実させるよう努めるとともに、保護者に対し、情報の提供及び相談に係る取組を適切に行うものとする。

2 市は、小学校就学前の子どもへの虐待の未然防止に当たり、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、専門的知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うとともに、より有効な支援の在り方についての調査研究及び検証を行うよう努めるものとする。

3 市は、予期しない妊娠など親になる準備の不足や出産後の予測できない事情に起因する虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び育児に関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第13条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、児童福祉法第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項及び第13条第1項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査(以下「乳幼児健診等」という。)を活用するとともに、より有効な活用のあり方についての調査研究及び検証に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、乳幼児健診等の未受診、幼稚園への未就園、保育所への未入所、小学校等への不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、安全を確認できていない子どもの情報を把握

し、当該職員をして速やかに子どもを目視させること等により、当該子どもの安全の確認に努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第14条 市は、市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第15条 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図るものとする。

(通告に係る対応)

第16条 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。他の地方公共団体で支援を受けていた子ども及び保護者について当該地方公共団体から当該支援の継続に必要な情報の伝達を受けた場合も、同様とする。

2 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定により、必要に応じ迅速かつ適切に警察の援助を求めなければならない。

3 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

4 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第17条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援を行うよう努めるものとする。

(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)

第18条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。

2 保護者は、前項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

第6章 雑則

(財政上の措置)

第19条 市は、子どもの虐待を防止するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市長の報告)

第20条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考 北九州市子ども基本条例

北九州市議会の令和6年12月定例会において、議員提案による「北九州市子ども基本条例」が可決されました(令和7年4月1日施行)。

この条例は、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務並びに子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利の保障等を定めることにより、全ての子どもが心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

1 条例の構成

第1章から第4章で構成されており、第2章では、「子どもにとって大切な権利」を掲げ、第3章では、「子どもの権利の保障」として、市や保護者、施設関係者等による努力義務などが規定されています。

第1章 総則

- ① 目的 ② 定義 ③ 責務等

第2章 子どもにとって大切な権利

- ④ 子どもにとって大切な権利 ⑤ 安心して生きる権利 ⑥ 自分を守り、自分が守られる権利
⑦ 自分らしく生きる権利 ⑧ 心豊かに育つ権利 ⑨ 社会に参加し、意見を表明する権利

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務

- ⑩ 子どもの権利侵害の救済 ⑪ 子どもの意見表明等 ⑫ 子どもの権利の周知啓発等
⑬ 相談への対応 ⑭ ヤングケアラーに対する支援 ⑮ 性的指向等の多様性についての理解等

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障

- ⑯ 家庭における権利の保障 ⑰ 施設における権利の保障 ⑱ 地域における権利の保障

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組

- ⑲ 市の取組 ⑳ 受動喫煙をさせないための配慮
㉑ 支援を必要とする子ども等への理解及び支援 ㉒ 子どもの健全な成長に必要な食育等

2 虐待に関する規定

この条例では、「安心して生きる権利(第5条)」の一つとして、差別、いじめ、虐待、体罰、性的搾取、放置等によって心身を傷つけられないことを保障されなければならないと定めています。

また、子どもの権利の保障にあたり、「相談への対応(第13条)」として、児童相談所職員の職務遂行における教育委員会、警察等の関係機関との連携や、専門資格を有する者の確保や専門性の向上について努めることなどが規定されています。